

海外農業開発

OVERSEAS AGRICULTURE DEVELOPMENT

No. 1 季刊/1975年11月

シリーズ①アジア発展途上諸国の農業基本法

新展開するタイの農業政策

野中耕一

レイテ島「稲作技術協力」に従事しての教訓

北川作吉郎

農業開発に力を入れるアフガニスタン

岩田喜雄

海外農業と商社の軌跡

仁木信夫

☆座談会☆

民間農業開発協力事業の諸形態

社団法人 海外農業開発協会



次



アフガニスタン遊牧民と子羊の群れ

シリーズ①アジア発展途上諸国の農業基本法

新展開するタイの農業政策	野中耕一	2
レイテ島「稲作技術協力」に従事しての教訓	北川作吉郎	8
農業開発に力を入れるアフガニスタン	岩田喜雄	11
海外農業と商社の軌跡	仁木信夫	16

☆座談会☆

民間農業開発協力事業の諸形態		18
インドネシアにおける主な民間プロジェクトの素顔		28
海外農業開発関係資料		29
あとがき		31

シリーズ① アジア発展途上諸国の農業基本法

新展開するタイの農業政策

農地改革と農民援助基金法について

アジア経済研究所
主任調査研究員

野 中 耕 一

この数年間にタイの政治・経済・社会は大きく変動した。

73年のオイルショック、それ以降の物不足、諸物価の値上り、そして最近のスタグフレーションと世界経済の変動はタイ経済を直撃した。そうした経済混乱の中であって、74年10月には、長年絶対的な支配者として、国民に君臨してきたタノム・ブラバートを頂点とする軍事政権が、学生を中心とする市民の倒閣運動によってもろくも崩壊したが、この軍政の崩壊は、一つの時代が終り新しい時代を迎える一つの象徴的な出来事であったように思われる。

軍政の崩壊後、それまで押えつけられていたいくつかの矛盾が一気に表面化した。労働争議の激化などもその一例であろうが、なかでも、これまで政治的には全く無力であると思われていた農民が、自ら農民代表を選んで土地問題に関して直接政府に働きかけるといふ出来事が起ったが、これは土地をめぐる問題が農村内部でかなり深刻な状態にまで達していることを示す好個の例であろう。

タイの農業発展は周知のように、未利用の林野を開墾して耕作面積を拡大するといういわゆる外延的な発展をしてきた。しかし、国土面積には限りがあるので、このような農業発展にはおのずから限界がある。国土の保全上必要な林野を確保しようとするれば、もはや農地面積の拡大は困難なところまできているといわれる。

このような状態において、タイの農業が直面した問題は大きく分けて2つある。一つは、これまでの外延的な発展から如何にして集約的な発展に

変えるかということである。それには近代的な農業技術を適用して土地の生産性を向上する方法と土地の年間を通じての利用度を上げる方法が考えられる。

もう一つの問題は、外延的な発展のもとで顕在化しなかった古い地域での土地の所有問題である。古くからの水田地帯として知られるメナム・デルタ地帯では、不在地主と小作農の増加が報告されていたが、新規に開墾しうる土地に余裕がある限り、こうした問題が特に尖鋭化することもない。何故なら土地を失うか不足する農民は、新規に開墾しうる土地を求めて流出することが出来たからである。

しかし、先に述べたように最近では新規に開墾しうる土地に余裕が無くなっていることから、集約的な農業への転換と農地改革の必要性が強く認識され始めた。集約的な農業の試みは、すでにチャイナート・ダム灌漑利用などにより実行に移され始めている。農地改革の必要性は10年以上前から一部の学者の中で主張されていたが、いろいろな条件が熟していなかった。しかし、74年の軍政の崩壊と民主政治への移行の過程でこれが一気に国民の各層から主張され始め、今や内政の最重点政策の一つになっている。

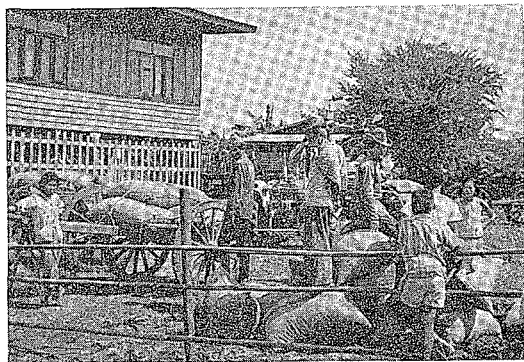
タイの農業政策のもう一つの課題は価格政策であろう。タイの農業が海外需要に対応して発展したために、タイの農産物価格は国際価格の変動を直接受けることになる。メイズ、キャサバなどの畑作物の場合は、それ程問題にならないが、国内需要の大きい米の場合は、国際価格の変動によっ

て国内価格と国内需給の両面に大きな影響を受ける。たとえば、国際価格が上昇すれば、米穀商人は競って輸出する結果、国内需給は逼迫し米価は急騰する。逆の場合は国内需給に問題はないが、外貨獲得面で問題が生じる。こうした問題のため、タイ政府は古くから米の輸出に際して Rice Premium という名の課徴金を課して、このレートを上下することによって、国内需給、価格、輸出量をコントロールしてきた。

このプレミアムは、事実上農家の庭先価格に引き寄せられるために、それでなくても豊かでない農家の所得を一層不利にするものという批判があった。しかし、プレミアムの収入は財政にとって大きな財源であったために多くの批判にもかかわらず廃止されることはなかった。

だが、73年以降、世界の食糧危機を反映して、タイ米の輸出価格も、FOB価格がトン当たり500ドルを越える大暴騰となり、プレミアムもトン当たり200ドルを越えた。このため、プレミアムによる財政収入は急増したが、農家は国際価格の急騰を享受出来ないのみならず生産資材の価格上昇はもろに蒙るという事態になった。

以上述べてきたようなタイ農業の問題点が新しい政治体制をきっかけとして、新しい農業政策の展開を要求した。



タイのメイズ集荷風景

74年9月には、「耕地整理法」が施行され、農業生産性を向上するための基盤整備の法的措置が講ぜられた。チャイナート県の耕地整理事業は法的措置がなく実施されたが、それが期待通りの効果を上げたので、今後各地でスムーズに進行するための手段である。

この他、74年10月には、農産物の輸出課徴金をプールする「農民援助基金法」が成立、農村への資金の還元がはかられることになった。また、懸案の農村改革法も75年1月には国会を通過し新内閣の今後の重要課題となった。

この3法が今後のタイの農業政策の根幹をなす法律である。ここでは紙面の関係上、「農地改革法」と「農民援助基金法」の内容と問題点について簡単に紹介しておく。

1. 農地改革法(1975年)

75年1月に、48条から成る農地改革法(1975年)が国会を通過した。この法律は、官報に公布された日から施行されることになっているが(第2条)、その後、総選挙、内閣の交代など国内政局が安定しなかったために、施行が大幅に遅れ、批判のまよになっていた。しかし、北京での対中国国交樹立交渉の大役を果たしたあと、ククリット首相は、国内のテレビ会見で、農地改革の早期実

現を確約して、いよいよ農地改革が実行に移されるものとして内外の注目をあびた。いずれにしても、農地改革は今後のタイの農業政策の中心をなすと共に、その成否は経済的にも社会的にも非常に大きな影響をもつものとして注目される。

(1) 農地改革実施機関及び資金

まず、農地改革を実施する機関として、局と同

等の資格を持つ（第7条）農地改革事務局が、農業・協同組合省（以下 単に農業省）内に設置される。（第6条）

また、農地改革の実施に必要な資金のために、大蔵省内に「農地改革基金」が設けられる。（第9条）

この基金の原資としては、次のものが考えられている。（第10条）

- (1) 国家予算からの資金
- (2) 政府または国内外のその他の機関、国際機関、個人からの資金
- (3) 「農民援助基金法」による「農民援助基金からの資金」
- (4) 農地改革事務局が農地改革の実施にともなう得た資金及び果実

中央の農地改革事務局の下に、実際に農地改革が実施される県には、「県農地改革事務局」が設置される。これらの各事務局は、以下に述べる「農地改革委員会」「県農地改革委員会」によって運営される。

(2) 農地改革委員会

(イ) 構成（第12、13条）

「農地改革委員会」は、農業大臣を議長とし、農業、商業、内務、工業の各副大臣、土地開発局長、農業普及局長、地方行政局長、土地局長、農業・農業協同組合銀行（以下BAAC）支配人、その他7人（学識経験者4人、農民代表3人）事務局長をもって構成される。

「県農地改革委員会」は、県知事を議長とし、農業、商業、工業の各県担当官、県土地事務所所長、BAAC県支店支配人、当該地域郡長、農民代表3人をもって構成される。

(ロ) 任務

「農地改革委員会」は、農地改革の実施にあたって必要な基本方針、基準、細則、監督などに権限と責任が持たされている。（第19条）具体的には、次のような仕事が定められている。

- ① 農地改革に用いる国有地の確保
- ② 適用地域の決定、土地の買上げ、収用（第29条）農民及び農民組織に長期貸付け、または賦払購入させる土地面積の決定（第30条）
- ③ 適用地域内における計画立案、土地の分配
- ④ 適用地域内における農業生産、販売計画の審議
- ⑤ 適用地域内における農業普及、改良、耕地整理、農業生産性向上、農産物品質管理、農民福祉、公共施設、教育、保健などの計画と審議
- ⑥ 農地改革により権利を受ける農民、農民組織の選抜の基準、方法、条件の設定
- ⑦ 農地改革事務局が農民、農民組織に貸付けを行う際の基準、方法の決定
- ⑧ 農地改革の受益者である農民、農民組織の資産、負債の処理に関する規則の決定と監督
- ⑨ 農地改革事業の実施、監督

以上のように、農地改革委員会は単に農地改革事業にともなう仕事だけではなく、農業技術、普及、農民福祉など農業に関わるあらゆる政策に関与することとなる。県農業委員会が県の農業関係官を網羅しているので、農地改革実施地域では、すべての農業政策は農地改革委員会を通すということに他ならない。

(3) 農地改革の内容

(イ) 適用地域

農地改革は全国一斉に実施されるわけではない。

適用地域は勅命 (Royal Decree) で公示される。(第 25 条) 適用地域の決定に当っては、土地のない農民、あっても不足している農民、小作農などの多い郡を適用地域とするが、郡の範囲をもって適用地域の基礎とする。また、農地改革を遅滞なく実施するために、当法施行後、3 年以内に全国各県の農業用地の調査と農地改革の実施計画を作ることになっている。

(ロ) 所有制限

一般的には、農業用地について一世帯当り 50 ライ、大臣が定める種類、数、条件によって大家畜を飼育するための土地利用については、100 ライが土地所有制限面積となり、それを越える部分については、事務局は買上げまたは収用を行う権限を有する。(第 29 条) しかし、第 29 条には例外条項が定めてあり、それに該当する場合は、1000 ライ以上の所有、経営も可能である。

まず、第一の例外は、土地所有者が、制限面積 (農業 50 ライ、畜産 100 ライ) を越えて自ら農業をやりたいと希望し、かつ当法の施行前に一年以上制限面積以上の土地で自ら農業をしてきたことを示し、農業面で有益な土地利用を行う能力と要素を持つことを示し、かつ自らその土地利用を行おうとする者は、証拠書類をもって申請することが出来る。係官の審査のあと委員会が承認すれば、大臣の承認事項となり、大臣が承認すれば、申請者は 1000 ライを越えない範囲でその土地の権利を継続する。ただし、委員会がつけた条件に違反する場合は、土地買上げまたは収用の対象になる。

さらに、当法施行前、一年以上にわたって 1000 ライ以上、自らの土地で農業を行ってきた土地所有者が、引き続き自らが農業を継続することを希望する時は、委員会は、次のような基準で審査することになっている。



タイの田植風景

- a) 投資委員会 (BOI) の奨励を受けて多額の投資を行っているとき
- b) 新しい農業技術の開発を行っているか、国内外の市場で需要の多いもの
- c) その農業の継続が農業生産と農業関連産業の育成のために、農業開発と農民援助に貢献する特徴をもつもの
- d) 15 年経過後に、農民組織がその事業に投資をする必要と能力がある場合、土地所有者は全株式の 60% 以上を農民組織に譲渡しなければならない

上記のような基準にそって審査したあと、委員会が承認するときは、条件をつけて大臣の審査に提出し、大臣が承認するときは、申請者は引き続き土地所有権を有することが出来る。委員会がつけた条件に違反する場合は、前例と同様に土地買上げまたは収用の対象となる。

さらに第 29 条では、土地所有者が自ら耕作をしてこなかった場合、農業をしなかったか、してもわずかだった場合、20 ライを越える土地の買上げまたは収用を定めているが、この場合も、土地所有者が自ら農業をすること、能力、要素

を有することを申請すれば、委員会の承認事項として、通例の 50 ライ、または 100 ライの土地所有制限までは所有することが出来る。

(イ) 国有地の分配 (第 30 条)

農地改革法適用地域で 1 万ライ以上の国有地がある場合、委員会は農民組織に長期の貸し付けを行う。

国有地が 1 万ライ未満の場合は、農民組織または農民に長期の貸し付けを行うことが出来る。ただし、国有地の権利を譲渡することは出来ない。

しかし、その土地が買上げまたは収用地である場合には、農民または農民組織に長期の貸し付け、または長期賦払いによって譲渡することが出来る。その場合の基準は次のように定められている。

- (1) 世帯当たり 50 ライ以下
- (2) 大家畜を飼育する場合、100 ライ以下
- (3) (1)、(2)によって農民に貸し付けまたは長期賦払購入させる農民組織は、委員会が適当と認める面積

ここでも例外規定として、農民が(1)、(2)で定められた面積を所有または借りようと欲し、その土地を農業に利用する能力と要素を有し、かつ自ら耕作しようとする時は、先に述べた手続によって申請することが出来る。そして、委員会は先に定めた倍までは認めることが出来る。

農地改革のために買上げた土地に関しては補償金が支払われるが、一般には、25%を現金、75%を国債(年利 8%以上、10年償還)で支払うと規定されている。(第 35 条)

しかし、土地が 25 ライ以下でかつ土地所有者が、適用地域内外に他に土地を所有しない場合は、土

地の権利移転日に全額(最高限度は他に定める)を現金で支払う。補償価格は、土地の取得、肥沃度、場所、その土地から得られる農産物の価格など考慮して委員会が決定する。(第 36 条)補償額は書類で土地所有者に事前に通知され、その額に不満があるときは、第 40 条によって不服を申立てることが出来る。

(4) 農地改革法の問題点と将来

以上が農地改革法の主要なポイントである。農地改革は大事業であり、1~2 年の短期日で完了するものではない。現在タイ政府としては、メナムデルタ地帯の代表的な県で実施する意向といわれる。この地域で問題が深刻な上に当局の調査も進んでいるからである。

農地改革案の問題点としては、例外項目が多どこまで土地の無い農民に土地を与える政策が実行されるか疑問であるが、最も大きい問題点は、行政能力の点であろう。まず、当法施行後 3 年以内に土地調査、農地改革計画の立案をすることになっているが、現在の行政組織と能力をもってしては、期日内の完成は疑問である。

また、末端における県農地委員会の役割はきわめて重要であるが、この構成は一般の行政組織と完全に重複しており、それでなくても手薄な地方行政組織が農地改革という大事業を推進する機関として十分に機能しうるかどうかが問題が残ろう。

資金面にも不安がある。ここでも農民援助基金からの資金が予定されているが、この資金は多方面からねらわれており、それ程多くは期待できない。

前途多難であるが、最早、後退出来ない。最初に実施される地域での成否が農地改革の将来を決めることとなろう。

2. 農民援助基金法(1974年)

(1) 農民援助基金の設備

農民援助基金は、大蔵省の中に設置されるが(第4条)その資金源は次の通りである。

- ① 国家予算による支出
- ② 第11条の輸出課徴金
- ③ 農民援助基金の運用利子
- ④ 閣議の承認による政府からの借入金
- ⑤ 贈与による資金、資産

このうち②の輸出課徴金による収入の50%以上は運転資金に用いられる。

輸出課徴金は、一次農産物(畜産物、水産物を含む)と食糧生産物(食料及び飼料、加工品を含む)にかけられるものであるが、①これらの輸出によって国内消費に影響を与える程国内価格が上昇するか、国内の供給に不足をもたらすおそれがある場合、また②国際価格が国内価格を大幅に上廻って、輸出による利益が不当に高くなる場合に、農業・協同組合大臣と商業大臣が閣議の承認を得て、品目を定め、(第7条)同じく閣議の承認を得て商業大臣によって率が定められる。(第8条)変更、改正、廃止などいずれも閣議の承認が必要である。政府間貿易の場合は、この率を下げる事が可能である(第9条)

(2) 農民援助基金委員

農民援助委員会は、農業副大臣を議長とし、大蔵、商業の各副大臣を副議長とし、内務、工業の各副大臣、国家経済社会開発庁(N. SEDB)事務局長、貿易局長、国内商業局長、中央会計局長、農業普及局長、農業・農業協同組合銀行(BAAC)支配人、その他、農協、農民組合、農民代表(3人)8人以内をもって構成される。

委員会の役割は次の通りである。(第17条)

- ① 農業普及計画、農産物の価格支持、販売計

画の審議

- ② 上記各計画の支出案の審議
- ③ 上記①②審議案の閣議への提出
- ④ 支出規則の決定
- ⑤ 事業計画の管理

(3) 農民援助基金支出(第8条)

さて、農民援助基金は、次のような事業に対して支出される。

- ① 一次農産物、食料生産物の生産奨励事業、これには(a)生産資産の農民への低価販売(b)生産、販売、投資の為の貸付(c)農民に対する土地の分配、農地改革、土地整理(d)農業関連産業に対する原料供給を含む農業生産奨励に対するその他必要な事業。
- ② 農産物の価格支持、これには(a)政府で定める価格での買入れ(b)国内外への販売(c)その他(a)(b)に必要な事業
- ③ 環境悪化防止の緊急事業

(4) 農民援助基金の問題点

この基金は、第18条に見る通り、生産、販売、価格支持ときわめて多角的な支出が定められており、法律で定められた目的通り、果して、資金が効率的に運用されるかどうかが重要である。74年10月に当法の施行日と相前後して、「農産物販売公社」が設立されており、組織の整備もはかられている。因みに当公社の今年度予算3億5000万パーツのうち、農民援助基金からは3億パーツが支出されている。(内訳は、米価支持1億パーツ、綿価支持4200万パーツ、肥料調達1億5800万パーツ)その他、農協に対する糶集荷計画に対しても支出されており、単なるかけ声だけではなくタイの農産物流通なり、農業構造改善に対しても相当貢献することが期待されている。(次回は大マレーシア)

開発と技術協力の展開

私はさきに「第一產品の開発と技術協力の展開」(フィリピンの場合)について提案を行った(フィリピン協会、フィリピン9月号)。その本旨はこの狭い国土に資源もなく、1億の人間が完全に生きて行くには、近隣は勿論のこと、世界各国と共存して行く以外に方法がないと思われるからであり、またフィリピンと限ったのもフィリピン以外(タイには2週間出張で滞在したが、同じことが言えよう)は知らないからである。

その提案の内容はフィリピンに3年間技術協力で使って感じたことは、各地における日本商品の大汎濫と非能率な耕利用並びに広大な未開拓地の存在で、このまま放っておいてよいのであろうかということであった。そのうえ最近石油ショック以来第一次產品の輸出不振による外貨不足と、相も変わらずの食糧の不足に苦しんでいることである。

一方日本は多糧の飼料すなわちトウモロコシ600万トン、グレインソルガム400万トン、大豆300万トンを、米、豪、南阿等の富裕国より輸入し、その輸入先も偏在して大豆ショック以来その輸入先の分散が問題になっているのである。

したがって日本商品の顧客たる東南アジア諸国の放置された天水田(フィリピンの場合稲作付面積の35%を占む)で、雨期には水稻作を、乾期には簡単な畑灌漑施設又は溜池灌漑施設を行ってトウモロコシ又はソルガム栽培を行ってそれを輸入すれば如何であろうか。その実施は商社に任せて行い、この場合灌漑施設の建設には多くの資金を要するので、政府の資金援助(機材の供与による)を行っては如何であろうか。このことによって相手国は食糧不足と外貨不足を解消し、更に失業問題の解決にもつながり、我国には市場の確保と飼料輸入先の分散、共存共栄体制の第一歩を招来するであろう。

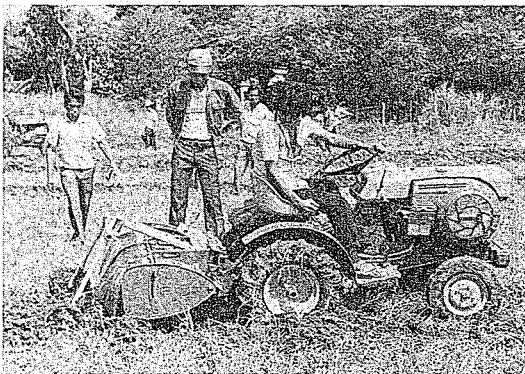
栽培法改善で収量2倍

私が上記のことを提案するに至ったのは、我々

レイテ島「稲作技術協力」に従事しての教訓

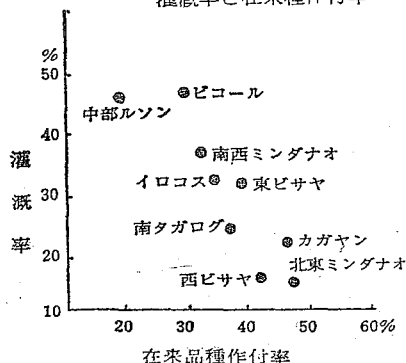
フィリピンレイテ島稲作プロジェクトリーダー

北川 作吉郎



耕運機の技術指導

灌漑率と在来種作付率



のフィリピンでの経験である。先ず第一に稲の増収は案外容易であって、私の居たレティプロジェクトでは昭和45年の第1回の坪刈調査の結果、ha当り平均30ガバンであったのが5年後には、3倍の90カバンに、また年2期作が3期作になった。(1カバンは44Kg)。すなわち年ha当60カバンが年ha当270カバンの4.5倍の収量となった。それは灌漑排水施設、圃場整備を行って改良稲作法を推進したからである。

試験圃場とテスト的な展示圃での稲作は最初より実施して来たが、灌漑排水施設は従来りままで栽培法を、改良稲作法に改めるだけで試験圃場では乾期作にha当り150カバン、雨期作にha当り120カバンの収量を上げた。また展示圃ではそれぞれ乾期作ha当り90カバン、雨期作に70カバンの収量をあげるに至った。試験圃場と展示圃との差は我々が直接実施するか、農家を指導してやるかの指導監督の密度の差によるのである。その改良稲作法は、高収量品種の採用、若苗の正条密植除草の励行、農薬肥料の使用と水管理の徹底であった。栽培法を改善しただけで2倍の収量を上げたのは、我々だけでなく、青年協力隊もオイスカも同様で平年作50カバンの地帯で100カバンの収量を上げていた。

すなわち食糧不足が深刻であるにかかわらず、単に栽培法を改良するだけで倍の収量を上げる方法があるにかかわらず、案外無視されていることである。

1972年にブロックファーマーミングを行った。

国道沿いの3haの圃場に、灌漑排水施設を完備し、圃場整備を行って、改良稲作法の展示を行ったのである。田植直後より素晴らしい出来で、ha当り120カバンの収量を上げるに至った。この作柄を見た近隣の地主は直接日本人専門家に協力を依頼して来た。就中イメルダ大統領夫人の出生地のトロサで、日本商社の指導で日本へ砂鉄の開発輸出を行っていた1鉱山会社は砂鉄の採取跡地で、日本人専門家の指導で圃場整備と改良稲作法を導入して当初よりha当り100カバンの収量を上げたのである。これが発端となって従業員500名以上の会社は米と野菜の食糧自活を義務付けたGO47が、発令されたとのことである。

単作より輪作を

水稻の増産とトウモロコシの開発輸入を行う場合には、水稻とトウモロコシと緑肥の輪作を行っては如何であろうか。日本では水稻は水田で、トウモロコシと緑肥は畑で栽培されるが、これを同一圃場で栽培するのはおかしく思われるが、熱帯農業の先進地の台湾、ジャワでは、灌漑排水施設の行なわれた圃場で稲—サトウキビ(トウモロコシ)—緑肥の輪作体系が確立しているのである。稲なら稲だけの単作よりこのような輪作が、被害の発生は少く、収量が高いのである。すなわち発生する雑草、病虫害は水田作と畑作とは異なるのであり生態的環境が異なるのである。それぞれ連作の被害を軽減するのである。従ってこれにならっては如何であろうか。

学べる台湾の灌漑建設

また灌漑についてフィリピンで痛感したことは二つある。それは溜池と水路の維持管理組織であった。溜池は日本では弘法大師の万濃池以来到る所で開発されているのに彼地では全然見られなかった。フィリピンで灌漑施設を建設する場合には、気象的に似た台湾の例を参考にすればよいと思われる。すなわち台湾もフィリピンも冬期間は北東の季節風の影響を受けて東北部と東部太平洋岸は雨期になり、台湾中南部とルソン中西部、ピサヤ中西部は乾期となる。夏期には台湾中南部もルソン、ピサヤ中西部も雨期となり、そのうえ低気圧の来襲があると、重なって豪雨となり洪水の

原因になっているのである。

台湾の二大灌漑施設の嘉南大洲、桃園大洲とも河川に設けたダムの貯水を一度溜池に導き、そこで天然降水と合せて貯溜したものを灌漑している。すなわち豪雨時の水をよく利用したことで、河川灌漑と溜池灌漑を併用した。雨期にいろいろ市を訪ねたがその郊外にあるアメリカの建設したダムより導かれた水が、圃場で洪水のように溢れていたが、一度溜池に貯溜すれば、乾期に利用出来ると思った次第である。

他の一つは灌漑施設さえあれば、高収量品種の作付と農薬、肥料の施用と相まって増収は期待出来るというのは日本のことで、フィリピンでは通用しないのである。それはフィリピンでは用排水路の維持管理、補修の慣習がなく、またそれを維持管理する組織がないのである。このため国立灌漑局の灌漑地域では幹線水路は管理人をおいてあるが、支線水路には管理人が置いてないため、また管理維持の組織がないため、水路の維持管理が出来なく、水利費の徴集は1971年には15%しか徴集出来なかったとのことである。

日本では農村の行政組織は県→市町村→部落→農家となっているが、フィリピンでは、州→町村→部落→地主→小作人となっていて、小作人は独立した農家でなく、地主の従属人のようにになっているのである。地主が中心にならなくてならぬのに半数は不在地主で、なかなかまとまりがつかなかったのである。生産力の停滞しているのもこゝらあたりに一因があるようであった。私の会ったバイバイ(レイテの西南部)の篤農家は農業高校出身の地主兼自作農で、イギリスのハンドトラクターを所有し稲作も熱心で小作人の稲作技術も指導していた。指導に従わない農家には水をとめるのだと笑っていた。地主で自作を兼ねるものは概ね熱心で農民の中心となっている。

化学肥料は高嶺の花

つぎに肥料のことであるが、普及局の調査では県事務所の報告によると、農民が施肥しないのは、施肥時期に間に合はない、補助金付の肥料が入手出来ない、等が主な問題となっていた。タクロバン市では硫酸は売っているが、磷酸、加里は売っていなかった。農薬もガンマBHCだけであって、

イモチ病の常習地のレイテではプロジェクトの日本のカスミンがBPIの関係者に関心が持たれていた。

プロジェクト以外の農家には高嶺の花以上のものであった。たゞタクロバンの郊外のバロク農協にはマラソン剤を若干見た程度で、殺菌剤は全然見受けなかった。肥料も農薬もルートがなかったようで、一部の肥料と殺虫剤のみが州都で入手出来る程度であった。

灌漑施設や排水施設、農道等は新品種開発以前の問題である。新品種ばかり開発しても緑の革命にはならないのである。まず用排水路、農道の建設、その維持管理制度の確立、自給肥料、緑肥の導入それから新品種、農薬とならなくてはならぬのに、現実にはアベコベである。

必要な生産過程の組織化

新品種は親品種、灌漑施設は灌漑施設(排水は余り問題にしていない。)肥料は肥料、農薬は農薬とバラバラなのである。従って生産を能率的にするには、それを組織化しなくてはならぬのである。ここに新しい組織を必要とするのである。このためには総合商社をして現地で合併の米・トウモロコシ会社を設立し、生産過程を組織化していくことが必要でなかろうか。

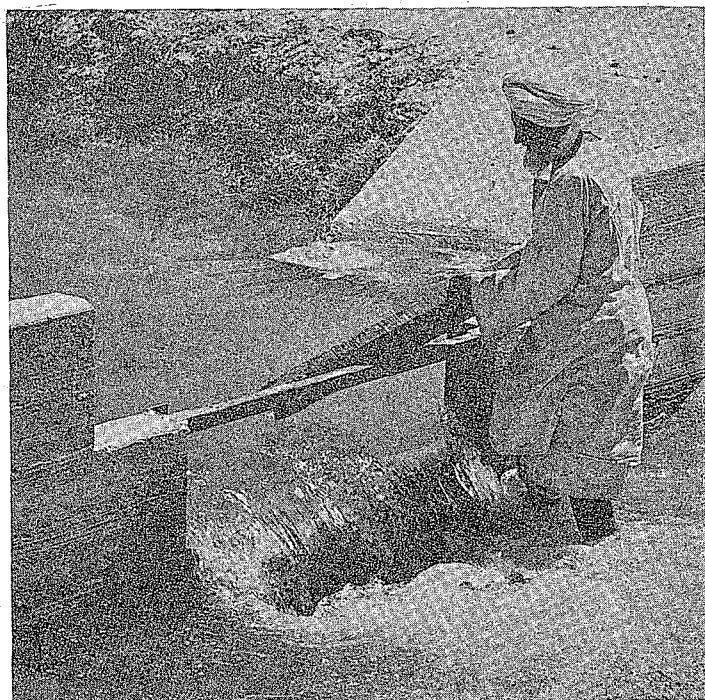
また戦前東南アでは、ゴム、椰子、マニラ麻等の熱帯植物を対象とする日本の企業が会社個人を通じて300余りあり、その投資額も一億を超え、邦人(全部)の住民も34,000名に達していた。ゴム、マニラ麻とも価格の変動が激しいうえに、欧米人に比べて遅く進出したこれらの日本企業は経済的な不凶をしばしば被ったのである。

この救済策として台湾総督府は之等の企業に直接または間接に、助成金や利子補給の補助金支出を大正四年より実施していて昭和九年には43件(農企業のみでない)173,380円に達していた。台湾総督府は海外の南洋邦人企業の支援も行っていたのであった。

フィリピンレイテ島稲作プロジェクト
元リーダー

農業開発に力を入れるアフガニスタン

砂漠の中の小国AFGHANISTAN



農耕地へ貴重な水は流れる

海外農業開発協会理事長

岩田喜雄

アフガニスタンといえば中央アジアに位置する小国だが、同国は紀元前5千年の歴史が物語るように多くの遺跡をもち、かつてシルクロードが栄えた山と砂漠の国として、今日なお昔ながらの雄大な自然をとどめている。

我が国と同国との関係は、政治・経済・文化・社会・国際協力等々にわたり、これまでほとんど他のアジア諸国との関係にみられるようなかわりをもつようなことがなかった。しかし、一昨年7月のクーデターでタウド政権が発足してからは、国内の開発5カ年計画を7カ年計画に改め、諸外

国にも積極的な援助要請をはたらきかけ、我が国にも経済協力による鉄道敷設を数度にわたって要請している。

今後、両国間の交流はどのような方向で展開されようとしているのか。去る6月アフガニスタン政府の招待で日・ア協会の会長として同国を訪れ、政府高官をはじめとする各分野の要人とこの問題に関し、意見を交換してきた本協会の岩田喜雄理事長にア国側の要望、それへの対応策等、特に農業分野に焦点を絞り記してもらった。

アフガニスタンにおける開発プロジェクト（各国の協力）

※ イラン — ヘラート — カンダハル — カブール —
パキスタン鉄道はフィジビリティ調査をフランスが
行う。日本はおしくも敗れた。

※ 日本はカブール、マザリシャリフ、ヘラート、
カンダハル、ジャララバードの水道建設に援助
した。

※ 韓国は 綿織物、人絹糸工場。

※ フランスはカブールの中心に
総合学校をつくる。（幼稚園から）

※ 養蚕は昔は日本、今は中国
が援助。

※ 畜産の指導はFAO。

※ 林業もFAO、カブール
に林業苗圃をもうけた。

※ 農業教育はアメリカ、
カブール大学農学部
の教授陣はほとんどワイ
オミング大学、最近
はネブラスカ大学。

※ 工業教育はドイツ、
3つの工業学校へ協力。
（カブール、カンダハル、
バクティア）

※ 自動車整備学校（カブ
ール）はアメリカ。

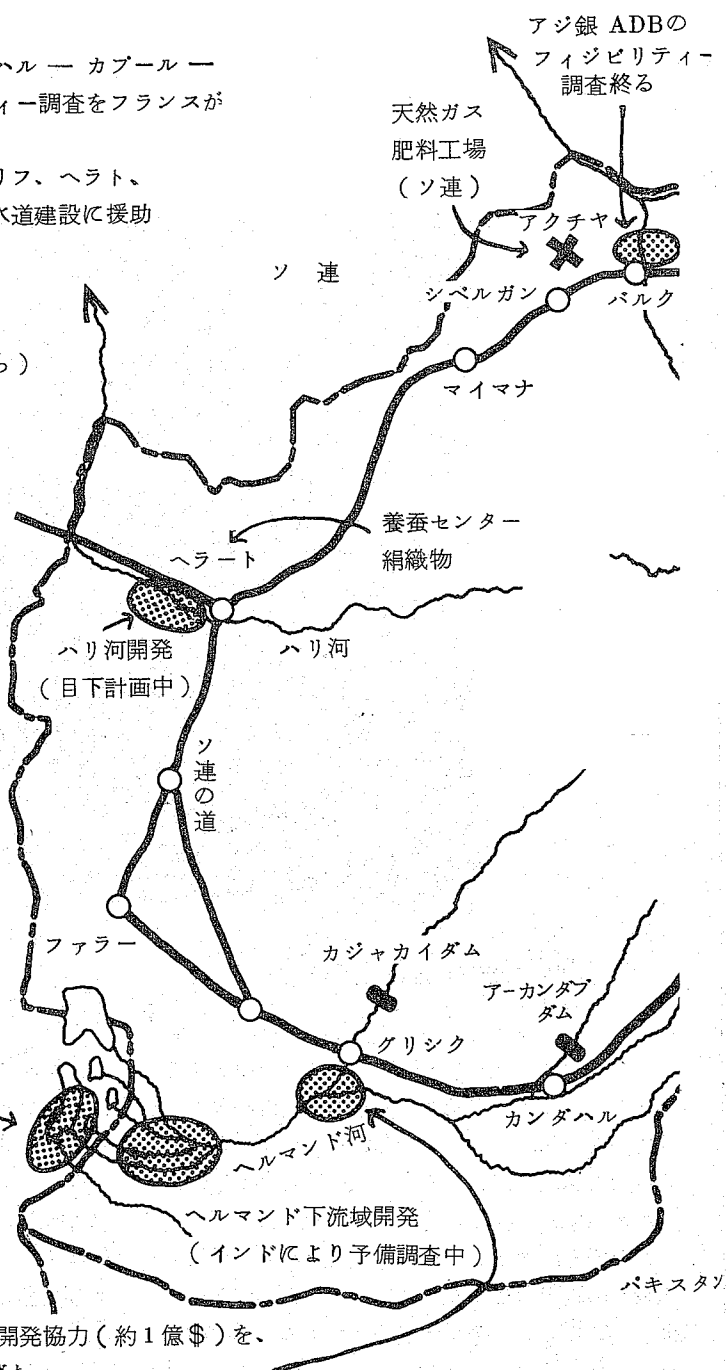
※ ソ連は軍隊へ 軍隊の
装備、飛行機は全部ソ連。

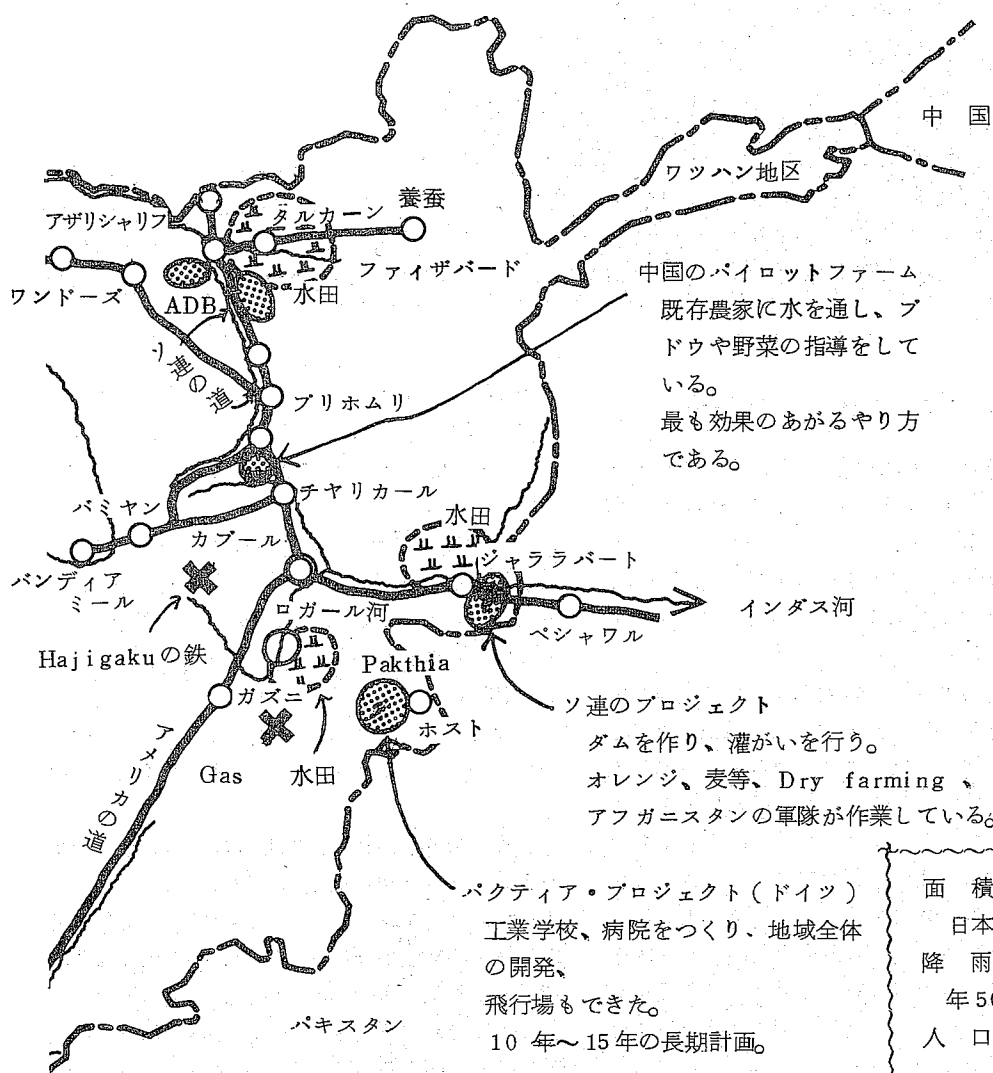
イラン側
シスタンの開発

アメリカの協力

約20年間にわたる地域開発協力（約1億\$）を、
昨年打ち切って引き上げた。

これの前身に日本の土木技術協力（小林氏等）





面積	日本の1.6倍
降雨	年50～300ミリ
人口	1,500万 (推計)
遊牧民	約300万
言葉	パシトゥ語 ベルジャ語
GNP	50\$
宗教	99%
回教	スンニー派

日本アフガニスタン協会提供



灌漑を使った綿花の栽培

アフガニスタンの状況

アフガニスタンは1973年7月17日、クーデターにより、無権君主制から共和国へ移行した。国王は1933年以降モハammadザーヒル・シャーであったが、政変により国主の従兄で1953年—63年の間首相をつとめたことのあるモハammad・ダウドが大統領になった。

同国はもともと列国の緩衝地帯として存続してきた歴史があり、今もってその性格が強く出ている。近年、ソ連、中国、アメリカ等の同国に対する援助合戦はすさまじく、これに新たに隣国のイランが一枚加わった。イランは石油によってもたらされる莫大な外貨の一部をアフガニスタンに貸し付け隣国との共栄を図ることを目指している。このほどアフガニスタンの計画大臣がイランに出向き、ア国の経済開発に対する援助のアグリーメントを取りかわしたことをみても、両国の急速な接近がうかがえる。

農業概略

アグリーメントは5項目にわたるが、中でも鉄道、ダム建設への支援はア国の経済発展に大きく寄与することになる。鉄道はアフガニスタンからイラン港を結ぶ大輸送網計画で、これが完成すれば海の玄関をもたない同国の鉱物資源は従来にない容易さで輸出できるし、必要資機材の輸入をも促進させる。

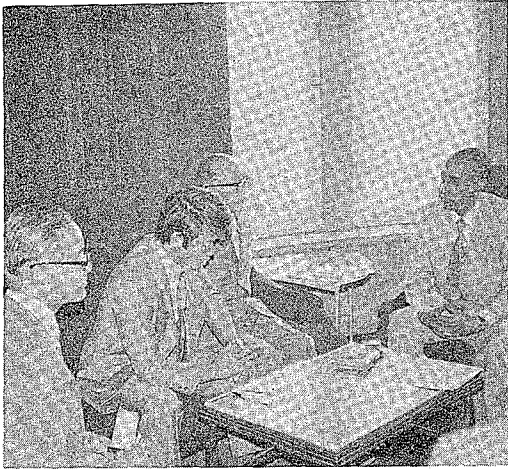
一方、大規模ダムは、電源開発に重点をおいているようだが、農業とも密接な関係にあることから、同国の農業発展を飛躍させることはまちがいない。

ここでアフガニスタンの農業について概略ふれてみたい。同国はいうまでもなく農業国家である。面積は日本の約1.6倍、人口は72年の統計で約1788万人とされ、その90%以上が農民である。生産作物は主に麦、果実、野菜、米、とうもろこし等であるが、近年の人口増、加えて70—72年の干ばつが同国の食糧自給率を著しく低下させた。

現在、小麦、砂糖、食油等は輸入に仰ぎ、いまのままで自給率の向上は困難とみられている。主な原因としては、他の途上国と共通な①農業用水の不足②農法の原始性③農業金融の欠如④農業技術者の不足—等があげられる。

農民はどのような生活をしているだろう。この国特有ともいえる遊牧民も潜在的農民である。同国の遊牧民の数は正確にははかりしれようもないが、一説には300万人ともいわれ、全人口の約6分の1という高い比率を占め、その数において世界第1位を誇っている。彼らは夏の期間は山岳地帯で羊を育て、寒くなる9、10月頃になると暖かい地域へと移動を開始する。ラクダとロバに家財道具を乗せ、テントを持ち、1カ月近くかけて砂漠へたどりつく。移動中は羊を売って生計をたてる。

同国の農業発展を考えると、この遊牧民の定着化が重要な課題となっていることはいうまでもない。従って政府はこれまで遊牧民を定着させるための施策を幾度か講じてきた。たとえば遊牧民を募集して試みた村づくりである。結果は、大多数が村を逃げ出し、失敗に終わった。理由は、彼らがアラールの神に頼るところが多く、積極的に農業



農林大臣（右端）と会談する筆者（右より2人目）

技術を導入しようとする意欲がないうえ、雄大で自由奔放な自分たちの生活に限りない誇りを抱いているからである。

一方、定着している農民たちはどうかというと、地主制度が強く、貧農を余儀なくされている。小作料は高額で、河川などに恵まれない地方では、種子を地主から支給されると収量の50%を小作料として納入する。自己負担の場合でも納入率は25%と高い。またカレーズ（地下水路）の水を分けてもらうようなときは、納入率は70%にもあがるから、このへんにも農民の労働意欲を低いところにおしどめていっている原因の一つを指摘することができよう。

開発7カ年計画

アフガニスタンの開発7カ年計画の中で農業のプライオリティは高い。農業国として当然のこと

であるが、その開発のために日本が協力できる分野は広く、大きい。今度同国を訪れ、政府要人と話してみても実感だが、例外なく日本の農業技術を高く評価していた。

それではどのような農業協力が、同国の農業を発展させるのに役立つだろうか。まず日本の稲作技術を高く評価してくれ、これが先方のニーズとも合致することから、稲作を中心にした協力が効果的であろう。具体的には①稲作の専門家派遣②普及員の養成センター設立③稲作研究センター設立④河川調査団派遣、加えて養蚕試験場設立一等の協力が考えられる。

この協力プログラムの可能性を示唆するものとして、同国で活躍している日本の農業専門家が、最近私にくれた報告文書は貴重である。要点は次のとおり。

「実験調査を四県にわたり、15圃場設置して実施してきた。現在、当圃の米の収量はha当り1.8トンということになっているが、もし改良農法が普及すれば、現地種でも2倍、改良品種を導入すれば3倍にまで収量を上げることは困難でないという結論に達した。それにはまず普及員の技術レベルの向上が必要であるという考えから、普及員の訓練センター設置を建策した。この素案はそのまま同国農業省案となり、同省は現在これをふまえて米2倍増産計画の必要経費算定を行っている。訓練センターの内容は①デモンストラーション②必要データの収集③長期、短期の訓練による普及員の技術レベルの向上と人材の養成—を骨子としたもので、最終的には開発7カ年計画の一環に組み込まれる予定になっている」。本報告で特に気付くことは、日本の農業専門家の案が農業省に受け入れられている点である。これは先にも述べたとおり、日本の農業技術に対する同国の絶大なる信頼と、その協力への期待があるからにほかならない。

日本の経済協力は、資源のない国には冷たい、といった非難を打ち消すためにも、是非アフガニスタン側の期待に応えたいものだ。

海外農業と商社の軌跡

丸紅（株）穀物油脂部

次 長 仁 木 信 夫

波及効果小さい

商社主導型

今日、世界の食糧自給を考えると、先進諸国、途上国、社会主義国も含め、全ての諸国が21世紀の展望にたって、食糧の増産に努めねばならぬことは、あらためて指摘するまでもないだろう。

政府ベース次元での国際間の農業協力は、ひとまずおくとして、ここでは我が国の民間が、なされる途上国への農業協力へのあり方を従来の経験をふまえて概略述べてみたい。

我が国の今後の農業政策は国内供給体制、国内需給の潜在的な需給能力の向上ということもさることながら、いかに輸入食糧を確保するかという点に絞られる。過去30年間にわたり、我が国は安定的に食糧を輸入してきたが、その海外に対する依存度は他の先進諸国と比べても群を抜いて高く、その意味で近年のソ連の穀物大量買い付けでこれら国際価格が高騰したという例を引くまでもなく、我が国の食生活はきわめて不安定な基盤の上に立却してるといえる。従って食糧の海外依存度を少しでも低下させることは誰しも認めるところであるが、ただこの点を理論的に考えるがあまり、途上国における農業開発、その開発から得られた生産物を我が国にもってくるという、いわゆる「開発輸入」に重点をおき過ぎたきらいがあった。

反省すべき点である。開発輸入という言葉そのものが搾取経済、農業搾取というイメージに結びつき、昔の植民地主義的なプランテーション等とは異なった形での新しいカルチャーを強制するような結果を招く危険もある。

それでは途上国との協力体制のもとでできあがった農業生産物を、相手国住民の生活向上にあて、余剰分を我が国に輸入するという方式はどうか。今日の途上国、特に東南アジア諸国の高い人口増等の現実をみた場合その住民の食生活向上に寄与するのが精一杯で、それ以上のことはとても考えられないだろう。しかし、農業協力によって、農産物の増収が促進され、相手国住民の生活向上に寄与することは、我が国にとっても間接的ではあるが見返りはある。第一は国際市場における農産物価格の総体的低下。第二は途上国がもつ外貨を自国の農産物輸入にふり向けるウェートを小さくするため、他に活用できる。これは我が国と相手国との貿易を進展させる要素を大きくする。

商社としては以上のような点をふまえ、かつそのような展望にたちこれまで途上国の農業開発に取り組んできたわけだが、私共の思うような結果を十分にもたらしていないのも事実だ。理由の大半は商社というものの性格上、資金の効率、人的効率といった資本の論理に基く制約があるからである。農業開発に長期はわたり、規模も大きく、それに伴う資金も莫大な額を要する。商社主導型

で農業開発を推進する上での問題点として、どうしても資金の効率というものを一方で重視せざるをえない。

商社資本をバックにした農業開発では、規模的にも、波及効果をねらううえでも小さなところにとどまらざるをえないので、今後の海外における民間の農業開発は官民あげての総合的な取り組みをすることが絶体条件になるだろう。具体的推進の方法としては、「海外農業開発協会」のような性格の団体が一つのプロモーターになり、これに商社も含めた民間、加えて政府も前向きに参加するという仕組が有効だと考えられる。

反発を受ける

海外農業担当部

商社主導型で海外農業開発を推進するとき、国際協力という大義だけでは、社内の説得は難しい。資金効率、収益性の低さは、経営の不安定さを招来するからである。他の営業部は高い収益をあげているのに、ひとり海外農業開発を手がけている部だけが、多額の資金を使いながら収益を低いところにとどめているか、あるいは赤字を累積している。こんな現状に対し、私共海外農業開発を行っている部の者は、次のような説明を繰り返す以外にない。

途上国の恵まれない住民への利益還元であり、雇用機会の増大にもつながるのだから、これは相手国の経済発展を促進し、結局は援助する側の利益になるのだと。

つい先年、商社が日本経済の悪の根源のように批判されたことがあった。海外農業担当部が社内の他の部から冷ややかな眼でみられるのは内輪の問題としても、現場で働いている社員は大半が文化生活を捨て、炎天下しようにれいの地で農業生産活動に日夜励んでいる。国際協力あるいは我が国

の食糧安定供給に少しでも役立ちたいと願うからこのような苦しい生活にも耐えられるので、儲けずくだけでやれる性格のものではない。それを支援し、許しているのはもちろん商社の幹部の人達でもある。ついでながらも一つ農産物の買い占めうんぬんに対する批判にも少しふれさせていたきたい。商社がマスコミで書きたてられたように、これで大儲けしたというような事実はない。商社が途上国に限らず、アメリカ等の先進諸国から我が国に輸入することでもたらされる利益は、きわめて低い。量でこなすために出来る業なのだ。昨今、食糧の輸入安定化ということが強く叫ばれ、備蓄の増大、長期輸入取り決めとか云われているが、そのおりにもこれを実施するためのコストを軽視するきらいがあるようだ。日本人には保険の思想というものが理解しにくいかもしれない。

天候とか、その他経済変動に左右されやすい農産物をあつかう場合、備蓄とか長期輸入取り決めには、かなりの不測のリスクがともなう。これは供給安定化をさせるための必要やむをえざる保険コストである。安定供給ということは、量的な供給、あるいは再生産を可能にする価格の長期的な取り決めでもある。

従って我が国にとっては、農業生産国に今後とも、人口増、あるいは生活向上にともなうところの増大する農産物需要をまかなうだけの生産を推進してもらわなければならない。

価格的にも一時的な需給の変動で相場が上げ下げするのを待っているのではなく常に再生産コストというものを頭の中に入れておくべきだろう。特に農産物は自然を相手にするのだし、しかも我が国の場合は海外から輸入するのだから、いつなんどき何が起きかわからない。そのへんのところを私共は考え、商社としては、出来る範囲で我が国の農業食糧問題に取り組んできたつもりである。

(談)

民間農業開発協力事業の諸形態

✦インドネシアをモデルケースとして✦



★座談会★

司会及び問題提起

大戸元長氏 (本協会顧問)

発表者

藤本仁平氏（日本工営取締役）

野沢真次氏 (三井農林海外調査室)

長谷川敬氏 (元KOYO-MULYA社員)

平川正直氏 (国際協力事業団農業開発協力部)

かつての高度経済成長の時代から減速経済に変わった昨今、途上国に対する農業協力は民間ベースでは資金的に難かしい、との指摘が民間各社、特

に総合商社の中に定着してきている。とは言え民間がこの分野で総撤退すべきだとの論は、他の事業との関係もあって全体を支配するまでの強さをもたない。国際協力事業団が設立され、民間への支援体制が数歩前進したことから、これをテコにして民間農業協力を効率的に推進する新たな方策をもつか探している、というのが実情のようだ。

そこでこれまで日本の民間企業が海外で行なってきた農業開発の諸形態を概略把握するために関係各氏にお集りいただき、実際活動を通じて得た様々な問題点についてお話しいただいた。従来の経験が今後の農業開発事業の取り組みに大きな示唆をあたえるとみられるからである。

政府支援プラス民間相互間の

連帯が不可欠

大戸 本日のテーマは「民間農業開発協力事業の諸形態——インドネシアをモデルケースとして——」という、ちょっと学術論文的な難かしいタイトルになっておりますが、種々の形の民間協力があり、それがインドネシアに多くみられるためにモデルとして同国をとりあげたからです。

そこでまず問題提起に入りますまえに言葉の定義といっはぎょうぎょうしいのですが、いったい「民間農業開発協力」とはなんだろうかという点からはじめたいと思います。

これは農業部門における経済協力と考えてよいわけですが、経済協力は普通「政府協力」と「民間協力」に大きく分けられている。政府協力とは、先進17カ国で構成されているDACの分類定義によると、更に二つに分かれる。一つはODA（政府開発援助）といわれるもので、政府または世銀のような公共的な国際機関が途上国の経済開発に援助する純然たるもの。もう一つはその他の政府資金というものがあって、これは日本でいえば「基金」とか「輸銀」のような組織、つまり国の資金が導入されていてその金で援助するものです。

次は本日のテーマになっている「民間協力」ですが、これも大きく分けると「輸出信用（延べ払い輸出）」と「投資」の二つになります。以上は資金の出所による分類ですが、私共が普通民間協力といった場合、これだけでは分けられません。たとえば三井物産がランボンで推進している「ミツゴロ」ですが、運営にあたり、基金の資金を導入してはおりますが、他にも自己資金、銀行融資が加わっている。つまり政府資金は入ってはいるものの、責任と運営は全て三井物産なり現地合弁会社の側にあるわけで、このようなケースが大半といっはよい。

こうなりますと日本の協力は、DACの統計に

よりますと、1973年総額で58億ドル。内訳はODAが13%。民間は輸出信用が7.5%、投資が52.6%で、これにいま申しました基金、輸銀等が民間に貸し付ける分を加えますと、民間協力の比率はおそらく80%以上になると思われます。これは逆にODAが少ないことを意味し、国際会議等の席で日本が再三責めの矢おもてにたされる理由になっているわけです。以上ご説明しましたように日本の経済協力は、量的にみて民間農業協力が圧倒的に多く、従いまして、ここでいう「民間農業協力」という言葉は、そういう意味で使わせていただきます。

第一に輸出信用ですがこの中に農業協力があるかと申しますと、肥料、農業機具を延べ払い輸出したときは一種の農業協役に解せますが、従来は大部分が船舶、工業用機械類等で農業関係のものは、ほとんどないに等しいというのが実情です。第二は投資ですが、全民間協力の中で農業がどのくらいの部分を占めているかをごく大ざっぱにみますと、これもやはり非常に小さい。74年3月末までの日本の民間海外投資総額は、ほぼ百億円ですが、これは先進国向けのも含まれてますので、途上国向けだけに限りますと53億ドル程度になる。これをさらに業種別に分類しますと製造業が最も多く31.7%、次いで鉱業29.8%で、農林業はわずかに2.4%を占めるに過ぎない。農林業は農と林に分かれますが、本日は両者のうち農だけについて検討したいと思います。どちらも植物をあつかう点では同じですが、林業は現在のところあるものをただ伐採して持ってくるという資源収奪型で、その意味では鉱物に近い。これに対して農業はないものをつくっていくという生産型ですから異質である。こうみえますと農業協力が全民間投資額の中に占める割合は、1%台になると推定されます。もう一つ、製造業の投資の中に食料というのがあります。具体的には食料加工、罐詰工場、搾油工場等で、これらはものによりましては農業生産と一体になってやっておりますので、農業協力の範中に入るかも知れません。

次にODAではこの協力を「資金協力」と「技術協力」の二つに分類しておりますので、この内容について若干ふれておきます。

日本のODAの中では技術協力がきわめて少なく、これまたしばしば批判されるところです。しかし、農業部門の場合は、直接借款による灌漑用ダム建設、あるいは本当の農業生産にかかわるものとしてタイの農業協同組合銀行に営農資金を融資するといったような資本協力もあるにはあるのですが、全体としては技術協力の方が圧倒的に多い。これは皆様ご承知のように、専門家を派遣し、研修員をよぶ。さらに現在15～6進行中のプロジェクトベースの技術協力等をもても明確かと思えます。ことに本日モデルケースにしておりますインドネシアに対する技術協力はこれまでも西部ジャワの食糧増産計画、ボゴールの米の病害研究、ランボンの農業技術投資等非常に高い比重で行なわれてます。これに対して民間協力の場合は「技術協力」と「資本協力」を区別しておりません。技術協力と資本協力は不可分の関係にある。資本を投ずると共に技術者をつれて行って技術を投入する、つまり「資本」と「技術」が一体となって導入される。これは民間協力の大きな特徴がありますが、技術協力だけというものないわけではありません。技術を提供するコンサルタントサービスがそれで、これは有償技術協力といってよいでしょう。この場合の資金的な面をみますと、基金の金でコンサルタントが技術の指導なり調査をする、あるいは相手国政府に貸した金の中からコンサルタントの実費とフィーをもらうという形が普通で、古くは賠償によってコンサルタントサービスが行なわれたこともあります。

もう一つ純粹の技術協力を民間が行ったという珍らしい例がインドネシアにありますので、これもご承知の方が大半とは思いますが、簡単に説明しておきます。

68～70年にかけて行なわれた米の増産計画ビマス・ゴトン・ロヨン（相互扶助、集団指導による食糧増産計画）で、当時スイス、ドイツの企業に加え日本からは三菱商事、日綿実業、三井物

産、少し変わった形で住友商事が参加しておりました。仕組みは、外国の企業が肥料、農機具、農薬をインドネシア政府に売り、政府から割り合てられた地区で、それらを農民に配布、使わせて指導をする。これは形としては無償サービスですが、肥料、農機具、農薬の販売利益をもって行なおうとしたものですから、販売サービスとしての技術指導だということができるでしょう。本計画は増産という点では相当効果を上げたわけですが、資金面で政府の赤字が累積したために中止を余儀なくされ、現在外国の企業を入れない政府事業に変更して行なうという経緯をだどっております。結局、外国企業は売ったものの代金は政府からもらうので損はしない。しかし政府は農民に現物で貸し付けた肥料等の代金を収穫期に回収するといった方法をとったため、回収率がきわめて悪く、資金繰りにつまってしまったというのが主たる中止の理由であったようです。

以上で大旨農業協力の分類についての説明ができたかと思しますので、本日のテーマでありますインドネシアの農業全体に対する民間協力の問題について、もうしばらく話しを続けさせていただきます。

インドネシアにおける日本の民間農業開発投資事業として、よく知られ、かつ注目されているものに、スマトラのランボン地区で行なわれている三井物産の「ミツゴロ」、伊藤忠商事の「ダヤ・イトー」、三菱商事の「バゴ」があります。この地区の特徴として気付くことは、第一に進出している三社がみな一流商社であるという事業主体の問題、第二は作目の殆んどが単年性作物である。第三は一次産品開発輸入的な発想で行なわれている——等の共通点を備えていることです。

このうち第一の事業主体の問題ですが、これはインドネシアに限らず、途上国に対して行なわれる民間協力を見た場合商社の占めるウェートが群を抜いている。いま申しました三商社以外の大商社でも多くの途上諸国で農業プロジェクトを展開してきておりますので、日本の農業開発協力の担い手として商社の存在はきわめて大きい。商社以

外のところでは、海外の農業開発を専業にしている企業と、これは戦後の形ちとしては少ないのですが、特定地区だけをやる企業、逆にいうと、その地区の農業開発事業をやるために設立されたという企業があります。さらにメーカーが原料を確保するために生産事業をやったり、直接手は下さないものの特約栽培をして集荷業務にかかわるという形ちも少ない例としてみることができます。もう一つ最近になって工業、鉱業をやる企業が、自社で働く労働者の食糧を確保するために農業生産をするという傾向もでてきております。一方、最近の途上諸国の農業開発に対する姿勢ですが、種々の諸国をまわってみますと、おしなべて農産加工を發展させ、これを工業化のスタートにしたいという意向が非常に強く、これに関連して農業協同組合の育成にも力を入れておりますので、これにかかわる協力は歓迎されそうです。

最後に今後の協力の基本的な問題点ですが、民間ベースで行なう以上、これが採算ベースに乗るというのが絶対条件になりましょう。経済協力に関する有名な「ピアソン報告」でも、投資効率という点からいって民間協力の方が政府協力に比してはるかに高い。民間は経営という観点から推進するので全てに能率的である、と指摘しております。従って、民間ベースの農業開発事業に対し政府が投資環境改善のためにどのような支援をするかというのが今後の課題になると思いますが、日本もここ数年来経済協力の重点は農業だとし、昨年設立された国際協力事業団では民間事業支援のための三号業務を設けるなど、民間にとってはこれまでにない政府の支援が期待できそうな環境になってきております。とはいえ問題点はまだ残されている。戦前の日本企業の海外への進出方法から教えられるところとして、民間農業協力が伸びていくためには、政府の支援を一方で受けながらも、同時に民間相互間の連帯を促進することが不可欠であるように思うからです。

望まれる工場にマッチした

農業体制作り

藤本　私が属している日本工営という会社のインドネシアでの事業内容の説明からはじめさせていただきます。まず農業関係の事業では南セレベスのボネで行っている砂糖のプランテーション・コンサルタントがあります。これには日本の基金が融資をしており、この一部をもってコンサルタント・サービスをしている。本事業は沿革的に申せば、スカルノ政権の末期にかなり政治的に三つの砂糖プランテーション計画が推進されたうちの一つです。内訳は東ドイツの北スマトラ、チェコスロバキアのボネ、荏原製作所さんが関係していたセラム島のプロジェクトで、これらは殆んど同時に発足しましたが、スカルノ体制の崩壊でまもなく中断しました。三プロジェクトを再開するにあたって、ボネの場合は、チェコ国内の動乱があったため、特に難かしく、かなり長いきさつがあった後、日本の国際協力プロジェクトとして再発足するのですが、これに対する日本からの資金協力は10億円を限度としておりますので、インドネシア側は、おそらくこの10倍近い資金を投入しているものと推測されます。

今年の8月末に工場が完成しましたので、年内いっぱい運転を続け、相手側に引き渡す予定ですが、このプロジェクトのコンサルタントを通じて痛切に感じたことは、工場建設は難かしく莫大な資金をかけたにもかかわらず、なかなかプランテーションとして生かしきれない。生産、集荷、価格等農業面での体制が整っていなければ、どうにもならない。工場はできたがスクラップになりつつあるというプロジェクトは、あちらこちらで見受けられます。

こういう場所ですから農産加工の工場が欲しいという気持はわかりますが、まずその前段階とし

て工場にマッチした農業体制を作ること真剣に取り組むという気構えが必要でしょう。これを見無視しては、失敗を招く危険の方が大きい。

農業プロジェクトとして申し上げられるのはこれだけで、他は数カ所で行なっているイリゲーションプロジェクトになります。大規模な発電ダムを建設するときには、当然下流の洪水調節、あるいは必然的にその水を利用して農業開発が計画される。これは相手国政府が自ら計画して推進する場合もあるし、プロジェクトの延長として新プロジェクトができ、私共が関与する方向にすすむこともあります。簡単ですが、以上のような仕事で私共はインドネシアにかかわってきております。

重荷になった借地代

長谷川 私は74年7月から今年の7月まで、東部ジャワのケデリ県にある麻袋製造会社で仕事をしています。この会社は、関西の帝国産業、小泉製麻、大日繊維工業、それに現地の康洋産業とインドネシアのチャートルムリヤの五社による合併会社です。私の任務は近郊で麻袋の原料であるローゼルを栽培することでしたので、ローゼルの技術的な面と経営を困難にした要因について話をさせていただきます。

74年から今年にかけての栽培面積は合計約2千3百ヘクタール。地域はケデリン、ブリッタール、ジョンバン、ルマジャンの4県で、10カ月間金を払ってこれらの県から主に水田跡を借り受けてはじめたわけです。栽培形態は、各農場にヘクタール当り20キロほどの種子を配布。肥料は他の肥料を入手しにくかった事情もあって、アンモニアクロライド一種を2回に分け合計300キロほど使いました。農薬散布は病虫害の発生報告をきいてから対処しました。ローゼル栽培でいちばん被害を受けたのは疫病ですが、このほかにも私の在任中ルマジャン県で一度大規模な虫害の発生をみ、あわてたことがあります。おおかたの

病虫害は農薬散布で切り抜けたわけですが、これはもともとローゼル自体が病虫害に強い植物であったからだと思います。

次に作業行程ですが、播種後5カ月位で3-4メートルになりますので収穫をします。刈り取りは地上部から3-4センチのところ、土地の柔らかいところでは根から引き抜き、そばの灌漑用水を利用してつくった池に10日前後浸す。その後剥皮し簡単な竹製のプレス機でプレスし、俵につめ、仮小屋に入れる。ある程度量が集まったところでトラックを使い工場へ運ぶ——といった具合です。

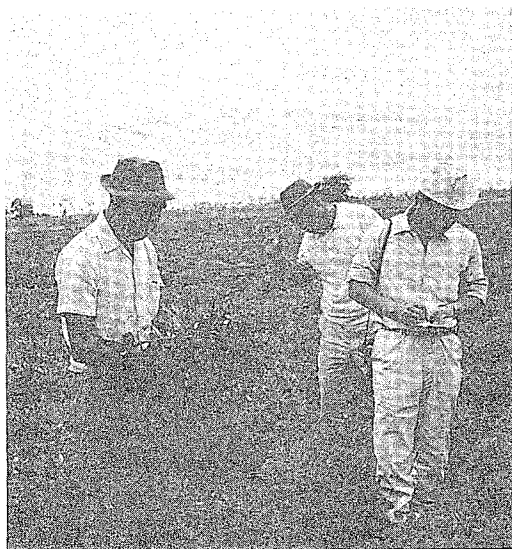
こんな内容でローゼル栽培を行なっていたわけですが、今回残念ながらこれを大幅に縮小することになりました。その主たる理由を次にご説明いたしますが、今後いずれかの企業が途上国で栽培事業を行なうときにいくらかの参考になれば幸いと存じます。

第一の理由は借地代が非常に高かったことです。昨年ヘクタール当り7万5千ルピア、日本円で約5万円だった借地代が今年は10万ルピア、7万円以上になっている。

これは中央政府の指令に基くものですが、各県知事の判断で指令以上の請求ができるそうです。借地代金が払われない場合は当然土地も借りられず、仕事もできません。2千ヘクタールにもなりますと借地代だけで2億ルピア、日本円になおして約7千万円です。こうなりますと中小企業にとっては過重な負担ですし、しかも10カ月以上も資金をねかすにもかかわらず、相手が農産物なので収穫量の絶対的な保証は望めません。

第二は、立地、社会、農民経済等の問題からくる阻害要因です。ジャワ島はご承知のように人口超密で、どんな奥地でも人家があり、山の上にも水田が散在しているくらいですから、平地で食用作物でないローゼルを栽培するのはある程度の無理がある。現地では砂糖キビの栽培も盛んで、砂糖会社の借地料がローゼルより高いこともあって、農民は必然的にローゼル栽培を避けたがる。

第三は、ごまかしが頻発したことです。農薬の横流し、出来上った製品の横流し、農機具を貸し



落花生の試作（ミッゴロ第2農場）

でも返ってこない、計量時のごまかし等々、数えあげればきりがなく、これを阻止するために日本人がいちいちチェックしなければならない。しかし実際にこれをやるとなると、借地が分散しており、特にルマジャンは工場から2百キロもの遠隔地にあるため、片道だけでも四時間以上もかかるといったありさまで、全部の栽培地をコントロールするのが非常に難しい。

第四は借地の自然条件です。これは借り受けるときの選定ミスもあって、収量の良し悪しの差が場所によりかなり大きかった。水田と畑地を借りるのとでは多少値段が違ってくるのですが、借りたところが河原、あるいは作物栽培の不適地、さらには大雨が降ると沼のようになってしまうようなところもありました。一方測量においても何回測ってもそのたびごとに面積が減ってくるといういい加減さもあって、本来の業務外のところで足を引っ張られた。

以上のような理由でローゼル栽培の事業縮小を余儀なくされたわけです。

農家の所得水準向上が成功の鍵

野沢 戦前は海外で農業プロジェクトを多く手掛けていたのですが、戦後はしばらく空白期間があり、最近になって除々にではありますが再び海外へ進出するといった経緯をたどっております。

三井農林では、現在フィリピンのミンダナオ島のダバオでバナナを栽培、北ミンダナオ島のカガヤンデベロプロメントでヘイキューブを生産しております。この他にまだ事業段階にはいってませんが、南の方のジェネラルサントスで2年半ほど前から各作物の品種栽培テストを行っております。私は72年から今年の1月までの約3年間、現地でこれらの事業にたずさわってきましたので、本日のテーマの対象国はインドネシアでございますが、共通面も多々あり、参考にしていただけるものもあるかと思われまことから、失敗談もと混ぜてフィリピンプロジェクトの概略を報告いたしたいと存じます。

まずバナナですが、私共の前に先発組としてすでに住友商事さんが進出しております。

ダバオは地理的な立地条件、駐在員及び出向社員が生活するうえでの環境条件がよく、加えて戦前砂糖と棉をこの地区で手掛けていた関係上、社内の認識も高く、スムーズに進出することができました。ただ、三井農林として従来この地区でバナナを栽培したという技術的な経験を持ち合わせていなかったため、この点には特に注意をしました。農業の基本はいうまでもなく技術ですから、栽培をはじめようとする場所の土壌、気象等の条件を把握することが大事で、そのために十分な準備期間をおきました。

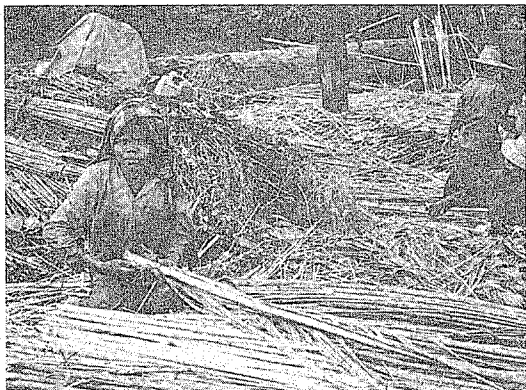
次にヘイキューブですが、現在日本で使われているヘイキューブはアルファルファが主です。いわゆる北方系の柔かい草を主体にし、カナダ、オーストラリアから輸入しておりますが、昨年の輸入実績は9万トン。

ご承知のように日本の大都市の近郊農家では粗飼料不足に悩まされ、その解消策もあってアルファアルファを主体にしたヘイキューブが浸透してきております。アルファアルファそのものは秀れてるのですが、なんといっても輸入国が遠いので、価格的に高くつく。これらの点を考慮しまして南方ではどういったヘイキューブができるだろうか、というのが、私共がこれに取り組んだ理由です。成功すれば日本では夏の期間しか牧草の収穫はできませんが、南方では周年これが可能であり、輸送距離も短いので従来のもより安いものが供給できるといった利点をもつ。

フィリピン側にどのようなアプローチをしたかという点に話を移します。ソルガムあるいはコーンを原料にした加工生産事業は、直営でやるかコーポラティブをつくって農民が集荷をするかという二つの方式が考えられ、この両面から検討した計画をたまたまフィリピンの州政府に相談しましたところ、非常によい返事をえたわけです。フィリピンの農民は所得水準が低く、農家の収入は主にコーンとライスにたよるだけの零細さである。従ってこういう地域を中心として工場ができるならば周辺農家の所得水準向上に大きな役割を果たす。是非応援するからやってもらいたいという依頼で、昨年の暮れに集荷体制としてコーポラティブが70%、直営農場からの原料生産が30%という比率でスタートしました。

コーポラティブの方は、工場機械の稼動がうまくいかず、実際のスタートは今年の6月になりましたが、結果的にはその間、直営農場を実際に農家の人達に見せ、こうすれば収入が上るといった方法を教え、同時にコーポラティブが農家集団から買い入れる価格の計算基準を決定するための時間をつくることになりました。

種子については、栽培試験を3年ほど前から州の農業大学に依頼し、私共はそこに時々行ってチェックするという形でスクリーニングを準備したわけです。農家の方へは、種子、肥料を供給する。ただし、実際のアブライは試行錯誤の末合併会社が直接機械を使ってまくという方法にいたしま



ローゼル剥皮作業

した。

本プロジェクトに取り組むについて、当初より直営で生産するのと農家に生産を委託するのとでは、どちらがコスト的に有利かという計算を徹底的に行なったのですが、どうしても工場直営の場合は一般管理費、その他の諸経費がかさみ高くつく。しかしこれをゼロにするにはコーポラティブとの価格交渉、原料加工の面などでやりにくい点も生じてきますので、結局は比率の問題かと思えます。

最近では、周辺農家の所得水準が本プロジェクトの影響で、除々ではありますが上ってきており、州政府の協力は以前よりも積極的になってきました。道路の拡張は無料になり、病院の設置、送電線をひく事業にも協力体制ができつつあります。

ここまでやってきた経過と実績をふりかえってあらためて考えさせられるのは、民間のこのような形での農業協力を成功させるには、農家の所得水準をいかにして向上させるか、また私共合併会社がいかに利益を上げるか、という相方のニーズを合致させる点に目標をおく以外にない、という結論です。

戦前企業は農業開発のプロ

平川 昭和の初めから終戦までインドネシアのスマトラで永年作物の栽培に従事しておりました。

昨今、東南アジアへは種々の農業プロジェクトで日本企業が進出しておりますが、永年作物に関する限りは、戦前と比べてまだまだという感じがいたします。

そこで戦前はどのような形ちで民間企業が海外に進出していたかという歴史を中心に、永年作物栽培等の話しても及んでみたいと思います。

栽培事業を作物の種類で大きく分けますと①フィリピンのマニラ麻②マレーのゴム③インドネシアのゴムとオイルパーム——。その他小面積ですがコーヒーとココアが数えられます。

ゴムは今世紀の初め、自動車工業の発展で市価を暴騰させ、ロンドン相場で最高153ペンス、平均105ペンスという大ブームを招来させました。世界の企業家はきそってこのゴムの栽培事業に投資をし、日本からも先駆的企業数社がこれに参加、欧州人と共に熱帯の栽培事業をはじめます。その後年々ゴムの栽培事業が前途有望だと着目する日本の企業家が増えてゆき、第二次大戦の直前には投資額で1億円。現在の貨幣価値に直しますと、かりに1千倍と低く計算してもゴムだけで1千億円程度の海外投資をしたわけです。栽培植付面積は14万エーカー、生産量は年約2万5千トンに達しました。

次にオイルパームですが、アジアに導入された時期は1848年。ボゴールの植物園に4本の苗木が植えられ、これが今日のパームの隆盛を築いたという話は有名です。産業的な規模ではじめられたのは1911年とされていますが、日本の企業家はこれより少し遅れて24年頃に野村東印度殖産、東山農事等が進出しております。しかし日本からの進出は戦前三社にとどまりました。パームはゴムとちがい工場当りの経済単位3千ヘク

タールにもわたる広大な栽培面積を必要とし、加えて工場設備に巨額の資金がかかるという事情があったからです。一方、マニラ麻はといいますとゴム、パームと比べ進出方法において、いささか形態が異なっております。

今世紀の初めフィリピンに大飢饉が起り、アメリカ政府は援助のために4百万ペソを支出し、バギオに通じる道路の建設を計画いたしました。そこでフィリピンの人達では技術的に建設がむずかしいという理由から日本人移民を入れ、工事を推進したのですが、これは成功でした。ご承知のように日本人は勤勉で努力家ですから、道路建設は予定よりも早く完成したのです。ところが、これにより移民者達は失業に追いやられ、旅費のある者は帰国できたが、ない者は自活の道を求めて流浪の旅人になっていく。

この時、フィリピンの開拓先駆者である今は亡き太田恭三郎氏が同胞の救済に尽力される。彼はマニラ麻に着目し、これの栽培にはダバオが最適地である、また同地は風土的にも日本人にあった環境であるため発展は有望であると判断し、苦心の末、マニラ麻栽培を成功させた。失業者は当然マニラ麻の栽培に専念し、これをもって後年マニラ麻の全盛時代が作られていく。マニラ麻は海水に強い性質をもっていることから、戦前は用途の60%以上が船舶用ロープ等に向けられておりました。戦後は合成繊維の抬頭に押され、斜陽化しておりましたが、最近は再び製紙用パルプとして見直されつつあるようです。

ここで戦後30年たった今日、海外に進出する日本企業が、どうして戦前のように永年作物をあつかえないのか、という点につき両者を対比させてみたいと思います。

まず、戦前の「企業の体質」ですが、第一に農業を本職とする企業が多かったことです。これらの企業は現地との合弁方式をとらず単独で進出しました。しかも金利のついた貸り入れ金は使わず、自己資金で経営をする。社長、専務は本社にいましたが常務クラスが現地に常駐し全責任を負っていましたので、事業をすすめるうえでの決定権は

現地側にもあったのです。日本人社員も一生の仕事と思って腰を据えて働いたし、株主もまた永年作物は息の長い事業だという認識で、10年位は無配でもがまんしてくれました。

これに比べて戦後の企業進出は、総合商社が中心です。一つの部が担当し、部長の責任で事業が行なわれる。資金も金利のついたものを導入。また進出形態が現地側との合弁方式ですので、事業責任の半分が相手側にあるということもあって、現地常駐の社員は仕事もさることながら、常に東京本社の方へ顔が向いてしまう。技術者も2、3年契約で仕事をするといったケースが多く、長期展望にたって取り組めない。しかも現地事業に対する指令は常に東京本社からで、現場で実際に努力し、働いている人達の意見は殆んどとりあげられないというのが事情です。

戦前に比べ戦後の企業が東南アジアへ進出するについて、企業体質がこのように変化したことは、それ自体永年作物の栽培をやりにくくしておりますが、この他にも大きなネックとして①多額の資金を長期にわたりねかせねばならない②利益率がきわめて悪い③相手国の政情不安——等の要素を数えることができます。

今後永年作物の栽培が行なわれ、成功を期すならば、これら問題点の早急な解決が望まれます。

開かれるブラジルの農業開発

大戸 各パネラーの方からお話いただいた経緯に基づく問題点の提起ならびに指摘は、今後の民間農業協力を考え推進するうえで大いに参考になりました。インドネシアと一口に言っても地域によって条件はだいぶ異なる。このへんの事情は長谷川さんのお話しの中にもよく現われております。つまり、ジャワ島は土地が少なく人間が多いが、外領はこの逆という大きな違いがありますので、事業内容もこれに合わせなければ失敗する。

コーヨー・ムリヤさんがジャワで苦しまれた土地の値上り等の問題は、まさにこの点を示唆する貴重な例だと思います。他方、好条件下の地域となりますと第一にあげられるのがスマトラのランポン地区でしょう。大手商社の農業プロジェクトがここに集中しているのは、外領とはいえ、ジャワ島に近く、だいぶ以前から移住民が入っているので労働力には心配がないという「土地」と「労働力」二つの面で条件が整っているからです。

以上で大旨問題点の指摘ができたかと思われるので、本日ご出席の皆様がたからもこの問題に関して、提案なり助言等をいただいて今後の民間農業協力をすすめるうえでの参考にさせていただきたいと思います。

先ほど日本の民間農業協力は商社が中心になっていると申し上げましたが、ランポンのミツゴロさんの場合、採算主義なのか、あるいは多少赤字をかぶっても、それで三井物産全体のイメージが上があればよいと考えておられるのか、そのへんについて伺わせていただけないでしょうか。

A やはり会社でございますので、採算重視です。とはいえ実情は大きな赤字を出していますので、目下いかにこのプロジェクトを再建するかという点で検討を重ねているわけです。私共のところには他の東南アジア諸国からもミツゴロのスタイルでやってもらいたいという要望もきてますが、あれは損をしているということで断っております。商社本来の機能は余っているものを無いところへまわすという物流面での貢献にあるわけで、従来まして社の方針といたしましては、農業開発の経営に参加することをできるだけ避けるようにしています。

大戸 Aのプロジェクトは赤字になったが、Bの方は黒字だから全体として損をしていない、といった収支ではなく、やはりそれぞれのプロジェクトで採算が合わないのだめだということですね。

A 基本的にはそうです。ただ通常商社に話しがもちこまれるのは、他の事業で相手国政府と接触がありますので、そこからもち上がってくる

ケースが多い。相手側にしてみれば日本の政府に頼むよりも民間に依頼した方が早い、という判断もあって相談をしてくるらしいのですが、私共にしてみれば他の事業とのかかわりもあって断れないときもあります。

B 先ほど単年作物と永年作物の特質とそれを取り巻く環境等の違いについてご指摘がありましたが、両者のローテーション、つまり作物の多様化を図るといった方向があると思いますが、この点いかがでしょう。

平川 ゴムの場合は、現在苗木が生長するまでの最初の2、3年間、シトロネラ、陸稲を単作でやっているところがあります。

大戸 ただ今のご質問に関係する資料として、熱帯農業学会の機関誌「熱帯農業」の今年2月号に収録されてますシンポジウムが参考になるかも知れません。タイトルは「短期作物の大規模経営の問題点」。誌上では短期作物をプランテーションでやるのは邪道であるとする意見と、いやそれはいいんだという側に分かれて議論がされていて、なかなか面白い。コンビネーションの形をインドネシアについて考えますと外領を開発する場合作目対象によっては是非必要になってくると思われます。ゴム等の永年作物を手がけた場合は労務者への食糧供給が問題になりますが、外領の場合は輸送コストがかかるので米が高い。カリマンタンの米の価格は、ジャワの倍以上にもなっている。そこでプランテーションの周辺で労務者に米を作らせるか、直営農場で生産するといった形でのコンビネーションが考えられるわけです。

私は昨年、キリマンジャロの開発チームの一員として、また今年は東部ジャワの総合開発チームに加わって現地をまわってきましたが、いずれの国の政府でも「工業団地」の建設を強く望んでました。政府が道路、電気の完備した団地をつくりそこに民間の工場を誘致するという仕組みですが、この発想を農業に取り入れることはできぬものか。ランボンに「農業団地」をつくり、政府はインフラを整える。そこで民間が単年性、永年性の作物を栽培すればコンビネーション効果も非常によい。

もちろん地域が広大であれば資金も多額になり、難かしい面が出てきますので、これはあくまでも私の莫たる構想ですが……。

C 陸稲を栽培するについては色々な意見がありそうですが、東南アジアは熱帯圏でも乾燥地帯でなく湿潤熱帯に入る。ですから雨に恵まれるシーズンには、なにも田に水をためなくても陸稲をやればいよいとも思うのですが、どうも水稻だけに力が入る傾向にあるようです。

平川 戦時中ゴムの間に陸稲をやった経験がありますが、割合うまくいってましたので、確かに無理して全てを水稻にしなくてもいいかもしれませんね。この点はもう少し研究の余地がありそうです。

大戸 国際協力事業団からみた民間農業協力のあり方について、何かご意見を伺わせてください。

吉原（国際協力事業団理事） 私は農業経営の現場における経験、技術の知識等をあまりもちあわせてませんので、事業団の行政的な面から民間農業協力をみさせていただきます。

事業団の民間に対する主たる政策目標は、海外における民間プロジェクトが効果的かつ大規模に展開できるように支援することで、そのために三号業務を設けてます。このうち試験的事業に対する融資は規模が小さいせいもあって、かなり順調に進んでおり、現在新しい案件でも20件近いものが融資の対象になっております。

事業団の農業に関する三本柱は農業、林業、畜産——といってよいと思いますが、これに対する民間の最近の活動は経済状況の悪さもあって以前よりも鈍ってきている。従いまして、事業団の支援で民間が推進する農業プロジェクトは現在のところそれほど多くはなってません。

現状をふまえて今後の民間農業協力を展望いたしますと、種々の問題はありますが、一つに新しい分野としてブラジルの農業開発がかなりのウェイトを占めてくるのではないかと思います。先方の日本に対する農業協力の期待は大きいし、なんといっても総理と大統領との共同声明の中に入

たわれてますので事業団としては、是非これに取り組みねばならない責任がある。従って事業団としては民間がブラジルで手がけようとする農業プロジェクトに対しても、特に資金的な面で積極的な支援をするという方針で望んでいるからです。

大戸 まだまだお聞かせ願いたい話し、検討を重ねなければならない問題がたくさんあるので

すが、時間がなくなりましたので本日はこのへんで終らせていただきます。

本稿は去る10月14日経団連会館において本協会と京都の「農業開発研修センター」が共催した「海外農業開発セミナー」から収録したものです。

インドネシアにおける

主な民間プロジェクトの素顔

1. 事業名 P.T. MITSUGORO (ミツゴロ)

日本側 三井物産

合併相手 KOSGORO

事業地 スマトラ・ランボン州

開始年月日 昭和44年12月

資本金 受払資本金300万ドル

出資率：三井物産51%

コスゴロ49%

事業種目 トウモロコシ、ソルガム生産

開発輸入

日本人技術者 4人（各農場1人、総括1人）

直営農場

第1農場 100ha トウモロコシ、ソルガム

第2農場 300ha ソルガム、タバコ、ローゼル

第3農場 800ha ソルガム、トウモロコシ

第4農場 2,000ha ソルガム、トウモロコシ、目下開墾中

トウモロコシは、周辺農村地帯からの集荷

（80%）と直営農場の生産（20%）を合わせ

パンジャン港より出荷。輸送地は日本およびシンガポール。プロジェクト推進上の最大の問題点は輸送路である。目下、輸送路150キロ、これに3時間を要しているが、100キロ以上では経済的に採算ベースにのらない。打開策として現在パンジャン港からの直線メイブロードが海外経済協力基金の手で計画され、待望されている。本計画は未だ着手されていないが、これが完成すれば60キロ、1時間の距離になる。

一方、昨年ランボン地域にトウモロコシの露菌病が発生したため、これに代りソルガムを取り入れている。

2. 事業名 P.T. DAYA-ITOH (ダヤ・イトー)

日本側 伊藤忠商事

合併相手 DAYA KARYA

事業地 スマトラ・ランボン州

開始年月日 昭和46年8月

資本金 受払資本150万ドル、払込資本50万ドル

出資率：伊藤忠90%

ダヤカリヤ10%

事業種目 トウモロコシ開発輸入

コンセッション 1万ha

日本人技術者 3人

農場の開墾は昭和46年。現在約1,000haを開墾中。1,000haにトウモロコシ、ソルガムを栽培。農場はコタブミに近く、鉄道に接している。パンジャン港への輸送は鉄道を利用して（90キロ）。道路を利用する場合、パンジャンまでは110キロ。

3. 事業名 P.T. PAGO (パゴ)

日本側 三菱商事

合併相手 P.T. INTRADA

事業地 スマトラ・ランボン州

開始年月日 昭和47年9月

資本金 受払資本100万ドル

出資率：三菱 80 % イントラダ 20 %
事業種目 ヒマ、ローゼル、ブラックマッペ、
オイルパーム

コンセション 1 万 ha 30 年間（パンジャ
ン西北方 80 キロ）

日本人技術者 3 人

すでに 2,500ha を開墾、作目は種々あるが、
主作物を何にするかは未決定のようである。
開墾は 5 年計画。1 万 ha を開く予定が立てられ
ているが、目下 2,500ha で止めている。

4. 事業名 P.T. EIZAI INDONESIA
エーザイ薬草研究農場

日本側 エーザイ

事業地 西部ジャワ・スカブミ

開始年月日 昭和 4 6 年春

資金 100 万ドル払込 出資率：エーザイ
80% 現地側 20 %
（但し農場と製薬工場）

標高 800m の 元茶園 15ha（緩傾斜）に農場
を開設。各種薬草の試験研究を行なっている。

海外農業開発関係資料

- ①「食糧問題の展望と食糧政策の方向について
案」昭和 50 年 1 月 農政審議会需給部会
- ②「バングラデシュ農業協力中央普及研究所設
立に関する報告書」50・1 国際協力事業団
- ③「Basic Knowledge of Agricultural
Equipment」50・1 同事業団
- ④「パプア・ニューギニア総合基礎調査団報告
書」50・1 同事業団
- ⑤「フィリピン共和国カガヤン・バレー地域綜
合開発計画調査報告書」50・2 同事業団
- ⑥「油、やしの製油及び調製」50・2 同事業団
- ⑦「農業協力専門家現地研修機関開拓調査報告
書」50・2 同事業団
- ⑧「各国の農林業開発計画」50・3 同事業団
- ⑨「未開発地域農林資源開発総合基礎調査報告
書—ブラジル・マレーシア・ナイジェリアに
おける油料作物（大豆・オイルパーム）の開
発可能性について—」50・3（財）国際開
発センター
- ⑩「同——ブラジル・ナイジェリアにおける粗
粒穀物（メイズ・ソルガム）の開発可能性—」
50・3 同センター
- ⑪「イラン・シスタン地域農業開発 ザハク農
業研究センター実施設計調査報告書」50・3

- 国際協力事業団
- ⑫「農林水産業の開発と協力関係 資料目録
（和文）」
 - ⑬「インドネシア共和国農業協力プロジェクト
ファインディング調査報告書」50・3 同
事業団
 - ⑭「イラク・オーマン農産品買付促進調査報告書」
50・3（財）中東協力センター
 - ⑮「農業水利利用開発計画の手引き—アジア編—」
50・4 国際協力事業団
 - ⑯「Report on Irrigation Projects
in Indonesia November, 1970 —
November, 1973」50・4 同事業団
 - ⑰「Reports on Irrigation, Drainage
& Hydrology in Trinidad & Tobago,
West Indies (March, 1967 — May, 1969)」
50・4 同事業団
 - ⑱「農林業開発協力事業の概要」50・4 同事業団
 - ⑲「パプアニューギニアへの外国人投資案内」
50・4 日本興業銀行
 - ⑳「パプアニューギニア第一次国家優先投資計画」
50・4 日本興業銀行
 - ㉑「台湾台南地区 産調査報告」50・5（社）海
外農業開発協会

- ②②「スマトラ・アグロインダストリー・コーポレーション設立計画案」50・5 仁和工業株
- ②③「パプア・ニューギニア——その現状と投資環境——」50・6 日本長期信用銀行
- ②④「パプア・ニューギニアの経済 財政・貿易」「同一外資政策」「同一資源政策」「同一経済・社会開発計画」50・6 日本貿易振興会・海外経済情報センター
- ②⑤「東南アジアにおける農業教育の振興に関する調査研究報告書——タイ・マレーシア・フィリピン編」50・7 (社)東南アジア農業教育開発協会
- ②⑥「タイ国メイズ開発協力開発基礎調査団調査報告書」50・7 国際協力事業団
- ②⑦「タイ国メイズ開発技術協力事業事前調査団調査報告書」50・7 同事業団

「海外農業開発」講座ご案内

主催 海外農業開発協会

☆「揺れ動くタイの農村と社会」

講師 野中耕一氏（アジア経済研究所・主任調査研究員）

11月25日(木)午後2時15分～5時 アジア会館1階会議室

☆「中近東の経済事情と農業開発」

講師 浜渦哲雄氏（アジア経済研究所・研究員）

12月5日(金)午後1時30分～4時 アジア会館ロビー会議室

☆「東南アジアのオイルパームの現状と将来」

講師 斉藤一夫氏（大東文化大学教授）

51年1月（日時未定）

あとがき

秋もすっかり深まり、朝晩は肌寒さを感じる昨今でございますが、各位におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、早いもので私共「海外農業開発協会」が社団法人として農林、外務両省の認可や受け、スタートしてから半年が過ぎました。

この間、事務局といたしましては、総会、理事会の席で承認されました初年度事業の実施、推進に全力を傾注してまいりましたが、現在のところ全てが軌道に乗っていないというのが実情でございます。

しかし会員各位、関係各方面の方々のご支援をえて①官民合同研究会②海外農業開発セミナー③海外農林業講演会——等を数度にわたり開催することができ、また民間からの委託で1、2ではあります。海外調査に専門家を派遣し、成果をおさめることができました。

現在実施中の主な事業は①海外農林業に関する資料の収集、整理②食糧安定供給に関する調査研究。③フィリピンでの優良種子増産配布事業は、旧海外農業開発財団からそのまま引き継いでおります。本協会の設立目的は次の通りです。

民間企業等又は政府若しくは政府機関に協力して、海外農業開発協力の効果的な実施に関する提言、民間企業等の行う海外農業開発に対する助言及び指導、情報の収集及び提供、調査研究等を行い、我が国農業協力の円滑な推進を図り、もって海外の地域における農業の開発に寄与する。

事務局といたしましても今後一層の努力を重ね、これらの目的にそった事業の充実、拡大を図っていく所存でございますので、今まで同様のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本誌は海外農業開発協会の機関誌として今後定期的に刊行いたしますが、関係各位に、いくらかでもお役にたてれば幸いだと思います。

海外農業開発協会

事務局長

鮫 島 正 議

海外農業開発 第 1 号 1975. 11. 20	発行所 社団法人 海外農業開発協会 発行人 岩 田 喜 雄 〒107 東京都港区赤坂 8-10-32 アジア会館内 TEL (03) 478-3508	印刷所 AP企画 TEL 431-0717
--	--	----------------------------------